

高齢者緊急通報システムの利用に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(対象高齢者)

氏名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 千葉市

区

高齢者緊急通報システムを利用するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 緊急通報システムを円滑に利用するため、貸与を受けた緊急通報装置を善良な管理者の注意をもって使用し、これを譲渡し、貸付し、又は担保に供する等目的以外に使用しません。
- 2 自身の故意又は過失により、緊急通報装置を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を申し出たうえ、損害相当額を賠償することを確約します。
- 3 次の各号に該当するときは、速やかに緊急通報装置を市長に返還します。
 - (1) 緊急通報システム利用対象要件に該当しなくなったとき。
 - (2) その他、市長が緊急通報システムを利用する必要があると認めたとき。
- 4 住所、電話番号、電話回線、協力員等が変わったとき、緊急通報システムが不要となったときは、速やかに届出を行います。
- 5 緊急通報システムを利用するにあたり、緊急通報に基づく救助活動等による市、消防機関、関係委託事業者、協力員の立入りを認め、立入りの際、建物等の一部に破損が生じても、損害賠償を求めないことを確約します。
- 6 申込書等に記載した事項について、市・消防機関・関係委託事業者へ情報提供することに異議を申し立てません。
- 7 緊急通報システムの利用を廃止又は解除したとき、合鍵の返却を引き受ける者がいない場合は、委託事業者が合鍵を切断廃棄することに同意し、損害賠償を求めないことを確約します。